



公益社団法人 日本薬剤師会理事 松浦 正佳

薬は病気の症状を改善し、健康を維持するために欠かせません。半面、副作用が起きてしまうのではと心配する人もいると思います。薬の開発は、健康な人や病気にかかった人実際に使用し、有効性（効果）や安全性などを確認する「臨床試験」を実施。その結果を見て、国（厚生労働省）が承認して誕生します。薬は、期待する有効性が副作用などの危険性を上回るバランスの上に成立します。薬の特性や使用する人の体質・体調などにより、時として副作用が起きてし

副作用の被害救済



まうこともあります。

そのため、医師や薬剤師は診察や調剤時の服薬指導を通じて、承認時に確認さ

れている副作用について十

分な注意を払うとともに、必要な情報を提供。また、既に知られている副作用だけ

でなく、これまで報告されていない症状についても薬が原因の副作用ではないかと疑われる際には、国の機関に情報提供します。これらの情報は随時更新され、最新の副作用情報として利用できるよう公表されています。医師や薬剤師が必要な確認や説明をしても、予期せぬ副作用のリスクをゼロにする

ことはできません。薬を正しく使用したにもかかわらず、副作用により「入院治療が必要な健康被害」が生じた場合にはどうしたらよいのでしょうか。国は、医療費などの給付が受けられる「医薬品副作用被害救済制度」を設けています（薬の不適切・誤った使用などによる被害は救済されませんのでご注意ください）。

いざというときのために、ぜひ知っておいてください。詳細は、制度に関するホームページ（二次元コードからアクセス可能）をご確認ください。

医療費などが給付される制度も

ページはこちら

